

柔道整復2団体 厚生労働省に要望書提出 公益社団法人日本柔道整復師会、全国柔道整復師統合協議会

2024（令和6）年10月25日、公益社団法人日本柔道整復師会と全国柔道整復師統合協議会が連名でマイナ保険証の利用促進に向けた要望書を厚生労働省に提出した。

「要望内容」

要望書は公益社団法人日本柔道整復師会 長尾淳彦会長と全国柔道整復師統合協議会 岸野雅方、田中威勢夫の共同代表らが、厚生労働省保険局医療介護連携政策 山田章平課長に10月25日東京・文京区小石川の施術所で手渡された。

要望趣旨は、あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師、柔道整復師の施術所では今年4月1日から「オンライン資格確認（限定型）」の運用が開始されている。一方で「マイナ保険証」の利用率は今年7月時点で11・3%にとどまり、12月2日からの保険証廃止に向けて利用促進を図るための新たな対応が求められている。

そこで、柔整2団体は全国にある柔道整復師の施術所（約5100カ所）で、院内ポスターの掲示やリーフレットの配布、窓口でマイナ保険証についての声掛けなどを行ない、「マイナ保険証」の利用促進を図る予定とのこと。そのための支援を厚生労働省に要望したいというものだ。



左から

近藤 昌之氏 ※
岸野 雅方氏 ※
山田 章平氏 ○
長尾 淳彦氏 ◎
田中 威勢夫氏 ※

※全国柔道整復師統合協議会
○厚生労働省
◎日本柔道整復師会



患者向けポスター



患者向けリーフレット